

千葉市職員措置請求（26千監(住)第3号）に係る監査の結果について

1 請求の概要

(1) 請求人

千葉市中央区中央3-15-6 やまちょうビル6階 渚法律事務所内
市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉、同 村越 啓雄
千葉市中央区住民 1名

(2) 請求日 平成26年10月24日

(3) 請求内容

市が平成26年9月24日に今井連合町会に対して行った町内自治会事務委託契約委託料に係る不当利得返還請求について、過払金計算のための世帯数算定には不正があり、また、事務委託手数料の認識に誤りがあり、かつ、過払金への利息請求に違法性がある。

については、過払金の請求不足額および一部利息請求を怠ったことに伴う不足額を算定し直して、改めて請求すべく市長に勧告するよう求める。

2 監査の概要

(1) 監査対象事項

平成26年9月24日付けで千葉市（以下「市」という。）が千葉市町内自治会連絡協議会（以下「市連協」という。）に所属する今井連合町会に対し行った千葉市町内自治会事務委託契約委託料返還請求（以下「本件契約委託料返還請求」という。）が、違法又は不当に財産の管理を怠る事実
に該当するか否か。

(2) 監査結果

ア 結論

本件契約委託料返還請求については、違法又は不当に財産の管理を怠っているとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

イ 理由（要旨）

(ア) 千葉市町内自治会事務委託契約の委託料算出に係るマンション等の居住世帯の数え方について

千葉市町内自治会事務委託契約（以下「本件契約」という。）上の世帯数とは、回覧がなされていない等の特別の事情がない限り、各单位町内自治会に加入している世帯数である。

今井連合町会におけるマンション等の運営上の取扱いは、各戸が会費を納入していれば、それぞれの世帯が一般会員であり、マンション等のオーナー等が特別会員としての会費を納入していれば、そこに居住する全ての世帯が、それぞれ特別会員であり、いずれも今井連合町会の運営上の加入世帯に含まれる。

更に、監査対象部局は、各单位町内自治会からの問い合わせに対し、今井連合町会と同様の回答をしているとのことであり、今井連合町会を有利又は不利に取り扱ってはいない。

したがって、監査対象部局が行っていた本件契約の委託料算出に係るマンション等の居住世帯の数え方は、違法又は不当ではない。

(イ) 本件契約委託料は、行政資料の回覧及び掲示の対価ではなく、それ以外も含むか否か

請求人が主張する事務が本件契約に該当するか否かは、「(2)その他市が必要と認める事務」という文理解釈の問題に帰するところ、本件契約書上の文言を含め、他に明確な規定はない。

また、市が、1000余の単位町内自治会における「(2)その他市が必要と認める事務」の取組状況を把握することは、各单位町内自治会の取組深度が異なることから、事実上困難であり、そのことは容易に想像し得るところである。

したがって、本件契約委託料の算出根拠として、監査対象部局が、一定程度客観的に確認のできる「(1) 行政資料の回覧及び配布事務」を行った世帯数とすることには、合理性がある。

以上のことから、本件契約委託料の算出根拠として、「(1) 行政資料の回覧及び配布事務」を行った世帯とすることは、違法又は不当ではない。

(ウ) 本件契約委託料返還請求に当たっては、今井連合町会に悪意又は重大な過失があるか否か

a 今井連合町会の悪意について

以下、期間を2つに分けて検討する。

(a) 平成16年度下期から平成23年7月21日までの間について、本件契約上の世帯数は町内自治会内に実在する世帯数ではなく、運営上の世帯数であることについて、悪意であったか否か

(b) 平成23年7月22日から平成26年8月18日までの間について、本件契約上の世帯数が、町内自治会の加入世帯数のうち、回覧等を行った世帯数であることについて、悪意であったか否か

今回の監査において、関係人の本件契約上の世帯数についての考え方は、今井連合町会内に実在する世帯数であるとの考え方で一貫しており、監査資料及び関係人調査からも、今井連合町会が悪意であったと認める事実は確認できなかった。他に、今井連合町会が悪意であったことを認めるに足る証拠はない。

したがって、上記各期間における本件契約上の世帯数の認識について、今井連合町会が悪意であったことは立証できない。

b 今井連合町会の重過失について

以下、期間を3つに分けて検討する。

(a) 平成16年度下期から平成21年11月までの間について、重大な過失があったか否か

(b) 平成21年11月から平成23年7月21日までの間について、重大な過失があったか否か

(c) 平成23年7月22日から平成26年8月18日までの間について、重大な過失があったか否か

監査対象部局は、従前から各種通知書の送付により、また、平成21年11月からは本件契約書の写しの送付により、本件契約内容について、周知徹底を図ってきたと主張する。

しかしながら、ボランティアで活動している、専門家でない単位町内自治会役員が、毎年度、繰り返される事務にあっては、その内容が同じであるとみなし、確認しないことは、ありえることである。

また、上記通知書及び本件契約書の写しの送付のみでは、監査対象部局が意図した契約内容の明確化についての周知が不足していたことは否めず、今井連合町会が本件契約の内容を正しく認識できていなかったことは無理からぬことである。

更に、本件契約書の規定からは、本件契約上の「加入世帯数」が、回覧がなされていない等の特別の事情がない限り、各単位町内自治会に加入している世帯数であるとの定義を明確に読み取ることはできない。

したがって、種々の状況を総合的に勘案すると、上記各期間について、今井連合町会に重大な過失があったとは言えない。

(エ) 市連協の重過失の有無について

加入世帯数の誤認が起きた背景には、制度に内在する本件契約の分かりにくさがあるうえ、一方の当事者である町内自治会は、ボランティアにより運営され、役員にあっても事務の専門家でないこと等、要因が複合的に作用していることが認められることから、市連協の周知が十分でなかったからといって、重大な過失があったとは言えない。

※ 詳細は、別添の千葉市監査委員告示第13号をご覧ください。